

●香川県選挙管理委員会告示第102号

公職選挙法（昭和25年法律100号）第18条第2項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成26年12月2日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

1 開票区を設ける選挙

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙

2 開票区

市町名	開票区名	区 域
高松市	高松市第1開票区	第1投票区から第48投票区までの区域
	高松市第2開票区	第49投票区から第71投票区までの区域
丸亀市	丸亀市第1開票区	第1投票区から第24投票区までの区域
	丸亀市第2開票区	第25投票区から第33投票区までの区域